

議案第 5 号

大口町部設置条例の一部改正について

大口町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、重要かつ緊急的な行政課題に対応することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町部設置条例の一部を改正する条例

大口町部設置条例（平成２０年大口町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中イ及びウを削り、エをイとし、オからキまでをウからオまでとする。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

大口町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 産業建設部 ア 道路、河川その他土木に関すること。 イ <u>下水道に関すること。</u> ウ <u>環境衛生及び公害に関すること。</u> エ <u>商工業に関すること。</u> オ <u>農業に関すること。</u>	(事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 産業建設部 ア 道路、河川その他土木に関すること。 イ <u>都市計画、住宅及び建築に関するこ</u> <u>と。</u> ウ <u>区画整理に関すること。</u> エ <u>下水道に関すること。</u> オ <u>環境衛生及び公害に関すること。</u> カ <u>商工業に関すること。</u> キ <u>農業に関すること。</u>

改正要旨

1 改正の趣旨

現在の組織機構は、重要かつ緊急的な行政課題に対応するため、平成２７年７月に企業立地推進室を、さらに、平成２８年４月に秘書広報課を設けています。この間の取組みにおいて浮かび上がった様々な課題や３つの創生戦略をより推進して、５０年後の人々の暮らしの礎となる「まちづくり」の実現を目指すため、今般、組織機構の見直しをするものです。

なお、都市計画や住宅及び建築、企業立地やシティプロモーション等に関することは、企業立地推進室をまちづくり推進室に組織変更して担います。

2 改正の概要

改正後の内容は次の表のとおりです。

部	課	主な分掌事務の変更点
産業建設部	建設課	道路、橋りょう、河川排水路整備等、下水道
	維持管理課	道水路管理（台帳、使用許可、修繕）、緑化推進
	環境経済課	
	資源リサイクルセンター	

3 施行期日

平成２９年４月１日から施行します。